

「あまっ！うまっ！すごっ！尼メシプロジェクト」
ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用ガイドライン

令和8年2月26日 決定
尼崎市健康増進課

1.趣旨

このガイドラインは、「あまっ！うまっ！すごっ！尼メシプロジェクト」ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下、「ロゴマーク等」という)の適正な使用を確保し、その普及啓発を推進するために必要な事項を定めるものです。

2.目的

市民を対象とした「食育」活動や、市内で行われる「食育」の取組や広報物など様々な場面にロゴマーク等を使用し、それらの活動を市民に分かりやすく伝えるとともに、ロゴマーク等が積極的に活用され、市内に広く拡がることで、「食育」を身近なものとして捉えてもらい、市民の興味・関心を高め、家庭や地域における食育の取組を推進することを目的とします。

3. 使用上の遵守事項

どなたでも無料で自由に使用できますが、ロゴマーク等の使用者(以下、「使用者」という)は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 尼崎市の食育推進に寄与することを目的に使用すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する、または該当する恐れのある使用は認めない。
 - ① 尼崎市及び食育推進活動のイメージを損なう、正しい理解の妨げとなる場合
 - ② 公序良俗に反すると認められる場合
 - ③ 特定の宗教または政治団体の利害に関する場合
 - ④ 暴力団の利益となる、またはその恐れがあると認められる場合。
 - ⑤ 暴力団または暴力団員、もしくは暴力団と密接な関係を有する者である場合
 - ⑥ その他、尼崎市健康増進課が不適當と認める場合。
- (3) 無断でロゴマーク等の一部のみを使用したり、デザイン、縦横比率、色等の改変をしないこと。ただし、色についてはモノクロでの使用は可とします。

4. 使用の確認

尼崎市は、確認のため必要に応じて使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じることとします。

5. 権利関係

ロゴマーク等の権利はすべて尼崎市に帰属し、使用者または商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録できません。ま

た、ロゴマーク等によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、または継承することはできません。

6. 使用者の責任

使用者が実施する事業や販売する商品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負うものであり、尼崎市は一切の責任を負いません。

また、使用の取消により、損害が生じた場合も、尼崎市は一切の責任を負いません。

以 上